

平成 30 年度

社会福祉法人 三富福社会
事業計画

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

平成 30 年度事業計画 目次

・ 社会福祉法人三富福社会（法人）	3
・ 白樺園	8
・ サポートセンターハロハロ一番館	11
・ ワーキングベースプロペラ	14
・ サポートセンターハロハロ二番館	17
・ ハロハロキッズ	19
・ 共同生活援助（しらかばホーム・いるとこ）	21
・ 相談支援部	23

三富福祉会の理念

『その人らしく生きることを支援する』

障害があることによって、特別なニーズが生じる。特別なニーズがあったとしても、普通の生活を送ることを断念する理由にはならない。その人らしく生きることを諦める理由にはならない。障害があっても、主体的に生きて自己実現できる手段として法人の各事業がある。我々の使命は特別なニーズに応えるということである。

【法人重点目標】

- ① 白樺園のGHとして地域への移行の具体的準備を進める
- ② 意思決定プロセスの導入
- ③ 虐待防止委員会の定期的な開催
- ④ 31年度採用職員の確保に向けた取り組みをさらに強化する。
- ⑤ 障害者支援施設（白樺園）の制度上の人員配置の少なさによるマンパワー不足を緩和するために法人全体で取り組む

【社会福祉法人三富福祉会中長期計画】

福祉事業を持続可能とするために、中期を平成26年4月から平成31年3月末までの5年間、長期を平成26年4月から10年間とし、当法人が地域の中で福祉事業を担う上でのビジョンを示し、中期、長期での目標と計画を策定する。

	ビジョン	中期計画	長期計画
1	福祉サービスの充実と質の向上	<ul style="list-style-type: none">① GHの開設<ul style="list-style-type: none">・ 重心用バリアフリー型・ ワンルームアパート型・ 市営住宅活用グループホーム・ 小規模・刺激少型② 通所施設の開設<ul style="list-style-type: none">・ 高齢・重度化した利用者向け・ 農作業の地域拠点③ 単独型短期事業の再開④ 地域生活支援拠点事業の実施⑤ 基幹型相談センターへの参画	白樺園の地域生活支援拠点への転換（市街地への移転）
2	職員が働きがいを持てる職場	<ul style="list-style-type: none">① キャリアパス制度の充実② 研修制度や勉強会の拡充	事業所内保育所の整備 病後児保育の検

			討
3	地域との連携	① 果樹農家との農福連携 ② 開かれた施設(施設機能の開放) ③ 一番館・プロペラ厨房の活用	地域密着型の富山型デイサービスの開設
4	事業継続のための資源の確保	① GH、通所事業の土地確保 ② 人材の確保、離職率の低下	地域包括ケアシステムへの参画

平成 30 年度事業計画

30 年度事業計画および中長期計画への基本的な考え方

長期計画に明記されている白樺園の地域生活拠点への転換（市街地への移転）は残り 6 年間を残すのみとなった。具体的な移転先候補がハウスメーカーより提案されている。資金的なことおよび人材確保が解決されれば 31 年度中には一部移転が実現する。総合支援法の 30 年度改正の内容を考慮し具体的な検討をし、今年度中に移転計画の詳細を決定する。

日中活動についても白樺園移転計画と連動して、地域のニーズにも対応できる新たな事業所開設を目指す。

公営住宅(山梨市市営住宅)利用の共同生活援助については山梨市と住民の交渉を見守る。

相談支援事業については、自立生活援助を行う事業所としての体制を作る。居宅介護、地域支援事業等については相談支援事業との連携を強化し地域ニーズの再アセスメントを実施し事業全体の見直しを行う。また、白樺園が移行した時の 2 番館としての GH 支援の在り方を検討する。

【目指す職員像】

- ① 給与規定に定められたキャリアパスに沿って研鑽する職員
- ② 幹部候補生養成のため法人内のすべての事業を把握できる職員となる。そのために定期的な事業所間の人事異動に対応できる職員。
- ③ 自らの人生を楽しみ充実させることを目標にできる職員

【職員研修】

① 目的

- ・社会福祉法人三富福社会の法人理念に沿って、「障害当事者がその人らしく生きていくことをあきらめずに生活していける」ための人材を育成するべく、必要となる知識・技術・技能・態度などを習得していく。
- ・制度や社会資源の理解（障害福祉施策、制度理解、地域の社会資源の理解 等）
- ・支援技術の向上（支援における介護技術の取得 等）
- ・O J T、O F F－J Tの活用（職場内外の研修）

② 研修体系

(1)、必須研修 「第5金曜特別枠」

<目的>

法人の長期計画実現のため、今後に必要な内容をテーマとして全職員参加型のワークショップ形式の研修を開催

(2)、選択研修

<目的>

障害者(児)支援に必要な、知識や技術の習得、メンタルヘルスやチーム力の形成など、人材育成に必要なさまざまな内容をテーマに法人内講師や外部講師などによる研修の開催

(3)、勉強会

<目的>

ボトムアップ形式の勉強会。

障害福祉制度や地域の社会資源、支援の基本姿勢など、法人職員の中で勉強したい、学んでいきたいという有志を集まり、小グループ単位で運営していく。障害福祉制度や地域の社会資源、支援の基本姿勢など、法人職員の中で勉強したい、学んでいきたいという有志を集まり、小グループ単位で運営していく。

(4)、人材育成プロジェクト「イツザイ」

<目的>

法人内にはさまざまな職員がおり、個々に支援技術や人間力に溢れた貴重な人材である。この「イツザイ」という企画では、法人職員一人ひとりを講師として招き、その人の魅力に触れる中で参加者が学んでいく研修とするとともに、講師となる職員もプレゼン能力や自分自身や仕事について自己覚知していく機会とする。

(5)、新人職員研修

<目的>

新年度採用の新人職員を対象とした障害福祉分野及び社会人としての基礎的内容の研修を開催し、障害福祉施設従事者に必要な資質の向上及び、その人らしく生きることを支援する。法人理念を大切にしたい人材育成を図ることを目的とする。

内部研修計画

日時	内容	対象となる職員像
4月2～9日	新人職員研修	平成30年度新規採用職員
4月	選択研修	全職員対象
5月29日	イツザイ	全職員対象
6月29日	第五金曜特別枠	全職員対象
7月31日	イツザイ	全職員対象
8月31日	第五金曜特別枠	全職員対象
10月2日	イツザイ	全職員対象
10月	新人職員フォローアップ研修	平成30年度新規採用職員
11月30日	第五金曜特別枠	全職員対象
12月	選択研修	全職員対象
1月29日	イツザイ	全職員対象
2月	選択研修	全職員対象
3月5日	イツザイ	全職員対象

④ 外部研修（29年度を参考）

開催月	研修名	主催者
県外		
7月	全国施設長会議	日本知的障害者福祉協会
7月	関東地区職員研究大会	関東地区障害者福祉協会
8月	全国グループホーム研修会	日本知的障害者福祉協会
9月	全国知的障害福祉職員研究大会	日本知的障害者福祉協会
10月	関東地区種別代表者会議	関東地区障害者福祉協会
10月	相談支援・就業支援セミナー	日本知的障害者福祉協会
11月	全国生産活動・就労部会職員研修大会	日本知的障害者福祉協会
11月	地域支援セミナー（新横浜）	日本知的障害者福祉協会
12月	日中活動支援部会全国大会	日本知的障害者福祉協会
1	障害者支援部会全国大	日本知的障害者福祉協会

月	会	
3月	部会協議会	日本知的障害者福祉協会
県内		
5月	福祉従事者スキルアップ研修	山梨県
7月	虐待防止＜基礎＞研修	山梨県社会福祉士会
9月	虐待防止＜実践＞研修	山梨県社会福祉士会
未定	山梨県知的障害者支援協会研修	山梨県知的障害者支援協会

【人材確保プロジェクト】

平成29年度から導入した求人サイト（マイナビ）を活用した新規学卒者の求人活動を今年度も引き続き行う。

法人として求める人材を有効かつ的確に採用に結びつけるために、就職活動を行っている学生のニーズを把握し、パソコンやスマートフォンなどのソーシャルネットワークシステムを活用して当法人の求人情報を適時発信する。

また、法人広報誌や法人ホームページを通じて求人案内情報を発信する。

職場説明会は、年間を通じて定期的に開催し、会場は山梨市民会館を利用する。開催日は、5月22日(火)、7月3日(火)、9月4日(火)、11月20日(火)、平成31年1月22日(火)の予定。また平成31年2月および3月については、状況に応じて開催する。

県内各大学、短大、専門学校の就職担当部署との連絡および情報交換を密に図る。

行政（県労政雇用課、ハローワーク山梨労働局）主催の就職説明会および県社会福祉協議会主催の福祉の仕事求人説明会に積極的に参加する。

福祉の仕事を目指す学生に対し、当法人の障害福祉事業を知ってもらうために、法人行事および各事業所が行う行事への参加を積極的に呼びかける。

法人内各事業所から選出された人材確保プロジェクト委員を中心に、法人全体で新規学卒者を迎え入れ、次代を担う若者を育てる、という機運を高める。

白樺園

【基本方針】

- ・ 利用者の人生を大切にする
- ・ 地域移行を目指した個別支援計画の作成
- ・ 誰に見られても美しい支援を提供する

【重点目標】

- ・ 質の高いサービスを提供する
- ・ 利用者の自立した生活を送る権利を尊重する
- ・ 意思決定支援に重きをおいた支援提供をする。
- ・ 全ての利用者の地域移行を目指した支援体制の構築
- ・ 強度行動障害者への支援手順書の作成
- ・ 重度及び高齢化に対応できるサービス体制の構築

【実施事業】

障害者総合支援法に基づく施設入所事業
障害者総合支援法に基づく短期入所事業
障害者総合支援法に基づく生活介護事業
障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業

【利用者数】

施設入所支援事業 定員 40 名 実員 41 名
短期入所支援事業 定員 10 名
生活介護事業 定員 40 名 実員 48 名（新規利用者 2 名）
日中一時支援事業 2 名

【職員数】

職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	1 名	
サービス管理責任者	1 名	
看護師	1 名	
栄養士	1 名	
生活支援員	23 名	1 名

【会議】

名称	内容／頻度	参加対象となる職員像
リーダー会議	課題検討に関する打ち合わせ 1回/月	リーダー以上の責任者
職員会議	組織全体の課題検討 1回/月	看護師・事務・生活支援員
拡大ケース会議	法人内のケース検討 1回/月	生活支援員

【具体的な取り組み】

（施設入所支援）

- ・地域で生活する環境と施設で生活する環境ができるだけ異ならないように努め、家庭と連携し家族の結びつきを重視した運営を行い、出身市町村や地域の他のサービスを提供する事業所とも密接な連携に努める。
- ・生活の場として、利用者が安心、リラックスできる空間の確保に努め、可能な限り本人の望む地域に近い生活を送っていただくことを目標とする。
- ・社会参加および余暇として宿泊旅行や余暇外出を随時企画する。
- ・強度行動障害のある利用者が安心して暮らせるよう、国の基準に基づく手順書をもとに施設職員全体で統一した支援を提供する。
- ・強度行動障害支援養成研修の全生活支援員の受講
- ・法人計画にもある共同生活援助（グループホーム）の拡大を視野に、全利用者が意思決定支援のもとに宿泊体験などを通じて地域移行する事を具体化する。

（短期入所支援）

緊急時の対応や自立に向けたプログラム等、利用者のニーズに応える。また、長期短期入所を余儀なくされた方への適切な移行プログラムを他機関と連携して行う。年間の目標提供時間は2900人／年

（生活介護事業）

- 1 社会の一員としての役割を実感するために軽作業等を提供する。その上で活動における一定の評価を受けるなど目的意識を持つことでその人の持つ力、作業意欲の向上を図る。また、心身の維持、向上を目的とした活動を提供し健康維持に努める。可能な限り日中活動先の移行を視野に取り組みを行い、入所利用者の職住分離を目指す。
- 2 作業、訓練だけではなく生きがいや趣味的な活動を提供する。重度、高齢化に伴い社会参加する機会が少なくなならないよう、社会と直接的、間接的に関わりを持てるよう施設外の活動や他機関との交流を多く提供する。

(主な活動)

■身体機能の維持・向上が目的な活動

機能訓練、リハビリ、マッサージ、軽運動、外部講師による健康体操

■生きがい・趣味的な活動（心のケアを含）

音楽療法、リズムダンス、絵画、書道、読み聞かせ、カラオケ、カウンセリングを伴う話し合い、スヌーズレン活動

■目的意識を持った日中活動

はがき製作（牛乳パックを再利用）、貼り絵・絵画・工作・ミキサー作業、クリップ製作、ビーズ製作、空き缶・ペットボトルのリサイクル、リサイクル品の分別（新聞紙、広告の分別）

■社会参加活動

地域奉仕活動（ゴミ拾いを兼ねた散歩、道の駅周辺のゴミ拾いなど）、地域行事への参加、公共施設（図書館、公民館等）の利用、他事業所の外部活動への積極的な参加、公共交通機関を利用しての外出、コンビニやスーパーマーケットで買い物、イベントでの授産品の販売

(日中一時支援事業)

地域で生活する利用者・保護者の緊急時や介護負担軽減の受け皿となり、その人一人ひとりが地域生活を安心安全に過ごせる事を保証するサービス提供を心がける。

サポートセンターハロハロー番館

【基本方針】

法人の理念に則り、日中活動の役割を、しっかりと認識した上で支援を行っていく。利用者1人1人が心身とも健康を保つことを基本に据えた上で、ご本人のニーズや強みを生かし社会へ参加してもらえるような機会を数多く提供していく。その上で利用者の社会での役割や居場所づくりを意識して支援していく。

利用者像として法人内で言えば白樺園に入所している利用者の地域移行に伴う日中活動場所としての役割を担い地域移行をサポートする。また在宅やグループホームで生活している方々が日中を過ごす場所としての機能も果たしていく。

その上で、その他の圏域の様々なニーズ(障害者福祉に限らず)に則り日中活動場所のあるべき姿を考え支援していく。

【重点目標】

- 1 「契約書」・「重要事項説明書」に則ったきめ細かいサービス提供する。
- 2 「職員行動規範・倫理綱領」に沿った「美しい支援」を行う。
- 3 利用される方1人1人のニーズやストレングスに着目し個別支援計画を作成する。その計画に則り活動プログラムを組み立てる。
- 4 心身とも健康を支援し安定を保った上で、ご本人らしい形で社会参加する機会を提供する。できる限り個別支援に着目して支援する。
- 5 「一期一会の社会参加」・「継続的な社会参加」の両面を考え利用されている方1人1人の社会における「役割」を創造する。

【実施事業】

障害者総合支援法に基づく生活介護事業

【利用者数】

定員 20 名

実員 26 名（新規利用者 1 名）

【職員数】

職種	【職員数】	
	常勤	非常勤
管理者	1 名	
サービス管理責任者	1 名	
看護師	1 名	
生活支援員	9 名	3 名

【会議】

名称	内容／頻度	参加対象となる職員像
リーダー会議	課題検討に関する打ち合わせ 1回/月	リーダー以上の責任者
職員会議	組織全体の課題検討 1回/月	生活支援員
拡大ケース会議	法人内のケース検討 1回/月	生活支援員
アート会議	活動や展覧会に関する検討1回 /月	管理者・サビ管・担当 職員
個別支援計画検討会議	個別支援計画モニタリング2回 /年	サービス管理責任者 生活支援員

【具体的な取り組み】

- ① 絵画クラブ・書道クラブ・ダンスクラブ・音楽療法・言語療法といった法人内日中活動事業所全体の共通のニーズを形にする場所としての機能を果たす。
- ② 重度に障害を持つ利用者支援及び重症心身障害者支援に関して、身体状況の様子観察及びバイタルチェックに等、看護師を中心に極め細かく支援を行う。また外部の機関(リハビリテーション・動作法・摂食指導等)と連携を図る。具体的な連携に関しては、当法人の職員が実際にリハビリテーションを行っている場へ赴き、理学療法士や作業療法士との密な連携をとる。また摂食訓練として日々、機能・摂食の維持・向上に努める。また入浴支援に関しても毎日支援する体制を整える。以上のような支援を行い人間の生理的・衛生的な欲求を支援する。その上で積極的に地域に社会参加していく。
- ③ 重度に障害を持つ利用者及び重症心身障害者の支援内容として「感覚活動」をプログラムして支援する。具体的には音楽療法士を中心に行う音楽療法やスヌーズレン活動を計画的に行う。
- ④ 環境によりご本人が苦手とする部分が顕著に表れるようであれば、利用者一人一人にあった環境調整・情報提供の仕方を模索して提供する。
- ⑤ アート活動(創作活動)を行う機会の提供。法人内においてアートを嗜好、ストレンクスとする方の日中活動としての場所を提供する。
地域の潜在的なニーズとしてアート活動を嗜好とする方の活動の場・自分を表現する場としての機能(オープンアトリエ)としての役割を相談支援専門員と協働しながら果たしていく。
アート活動の成果披露の場として展覧会の企画・運営を行う。
「人・ねっこアート実行委員会(山梨学院大学伊藤教授)」・YAN(障害者芸術文化活動普及支援事業)等の外部組織との積極的な協働を行っていく。「権利擁護・相談」・「人材育成の為の研修」・「ネットワークづくり」・「合同展

覧会の開催」・「県との連携」中心に積極的に協働し、峡東圏域における中核を担う事業所を目指す。

- ⑥ 著作権に関して、アート(創作物)をプロペラとの連携のもと商品化する。前提として、ご本人及び保護者(成年後見人等)とアート(作品)を取り扱う為の契約書を取り交わした上で商品化に結び付ける。
またアート活動を行った方へのデザイン料(商品の10%)を利用者に還元する。
- ⑦ その他個々のニーズ・ストレングスを抽出して支援を行う。
ニーズをグループ化できない場合であっても積極的に**個別化**し支援する。
- ⑧ 平成30年のサービス報酬改定概要の中の重度障害者支援加算(対象者9名)取得の為の準備を行う。

ワーキングベースプロペラ

【基本方針】

法人の理念に則り、日中活動の役割を、しっかりと認識した上で支援を行う。利用者 1 人 1 人が心身とも健康を保つことを基本に据え支援した上で、ご本人のニーズや強みを生かし社会へ参加してもらえるような機会を数多く提供する。その上で利用者の社会での役割や居場所を意識して支援する。法人内であれば白樺園に入所している利用者の地域移行に伴う日中活動場所としての役割を担い地域移行をサポートする。また在宅やグループホームで生活している方々が日中を過ごす場所としての機能も果たす。

その上で、その他の圏域の様々なニーズ(障害者福祉に限らず)に則り日中活動場所のあるべき姿を考え支援していく。

【重点目標】

- 1 「契約書」・「重要事項説明書」に則ったきめ細かいサービス提供する。
- 2 「職員行動規範・倫理綱領」に沿った「美しい支援」を行う。
- 3 利用される方 1 人 1 人のニーズやストレングスに着目し個別支援計画を作成する。その計画に則り活動プログラムを組み立てる。
- 4 心身とも健康を支援し安定を保った上で、ご本人らしい形で社会参加する機会を提供する。できる限り個別支援に着目して支援していく。
- 5 「一期一会の社会参加」・「継続的な社会参加」の両面を考え利用されている方 1 人 1 人の社会における「役割」を創造する。

【実施事業】

障害者総合支援法に基づく生活介護事業

【利用者数】

定員 20 名

実員 23 名

【職員数】

職種	【職員数】	
	常勤	非常勤
管理者	1 名	
サービス管理責任者	1 名	
生活支援員	7 名	1 名

【会議】

名称	内容／頻度	参加対象となる職員像
リーダー会議	課題検討に関する打ち合わせ 1回/月	リーダー以上の責任者
職員会議	組織全体の課題検討 1回/月	正規・準正規職員
拡大ケース会議	法人内のケース検討 1回/月	正規・準正規職員
個別支援計画 検討会議	個別支援計画モニタリング 2回/ 年	管理者・サビ管 担当職員
商品会議	オリジナル商品展開会議 1回/ 月	管理者・サビ管 担当職員
農作業会議	耕作放棄地・農福連携事業に関する 打ち合わせ 1回/月	管理者・サビ管 担当職員

【具体的な取り組み】

- ① 山梨市・甲州市・笛吹市における耕作放棄地(遊休農地)の利用・運営を行う。
農福連携としては、地域の農家(果樹農家)の高齢化及び担い手不足・人手不足などの課題に着目して協働していく。
山梨県障害者就農促進協議会と協働して山梨県のモデル事業への積極的に参加していく。
JA フルーツ山梨(全国農業協同組合連合会)と協働・助言を受けながら県特産物でもある桃・葡萄栽培を行う。また中間管理機構との連携のもと既存の桃、葡萄の畑の圃場の確保に努める。
- ② 法人内の畑で育てたものを何らかの形で加工していき、地域に新たな商品展開を行う。(イベントの際に限る。)
- ③ オリジナル商品の展開。サポートセンターハロハロー番館のアート部門との連携のもと消費者ニーズを鑑みながら新たな商品展開を行う。紙ベースのみならず「アート作品(デザイン)にあった商品展開」を、外部委託を視野に入れながら進めてゆく。
- ④ ダンスユニット活動を継続的に行う。
一番館のアート活動で連携している YAN(障害者芸術文化活動普及支援事業)と結びつき、国の施策として今後、障害者アートだけではなく「表現」の部分にも焦点をあてることを鑑み、活動を行ってゆく。
- ⑤ 「本人会」と名打っての仲間作りの支援。
日中活動場所での仲間を軸に日中活動だけではなく「生活」・「余暇」の部分に関してもコーディネートしていき強固な人間関係づくりを行う。親亡き後の心の拠り所支援として位置付けて支援する。

- ⑥ その他個々のニーズ・ストレングスを抽出して支援する。
ニーズをグループ化していき協調性を養えるように支援する。
- ⑦ 平成 30 年のサービス報酬改定概要の中の重度障害者支援加算（対象者 2 名）取得の為の準備を行う。

サポートセンターハロハロ二番館

【基本方針】

- 1 障害を持っていても、それを理由に社会参加することをあきらめることなく、自己実現に向けた活動ができるように支援する。
- 2 障害を持っている人とその家族が、地域で孤立せず、ゆとりを持って、自分らしく生きていくことができるように支援する。
一緒に悩み、考え、想いを共有する。
- 3 障害を持っている人とその家族が、ずっと地域で生活したい、生活させたいという想いをもち、それを実現できるように地域社会との連携の下支援し続ける。

【重点目標】

- ① 多岐にわたる利用者のニーズに応える
- ② 支援技術の向上を図り質の高い支援を提供する
- ③ 短期入所に対応できる職員を増やし、受け入れを増やしてゆく
- ④ 関係機関との連携強化
- ⑤ スタッフの募集

【実施事業】

障害者総合支援法に基づく各事業

- ・居宅介護（行動援護・家事援助・身体介護・同行援護・重度訪問介護）
- ・地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援）
- ・短期入所（単独型）

- ・福祉有償運送

【利用者数】（登録利用者数）

242名

【職員数】

職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	1	
サービス提供責任者	4	
正規支援員	6	
登録スタッフ		28名（アルバイト含）

【会議】

名称	内容	参加対象となる職員
リーダー会議	運営会議での内容の伝達・運営上必要な事項の指示、協議、個別のケースの検討	サビ堤・職員
スタッフ会議	正規会議を踏まえての伝達・運営上必要な事項の指示、協議	スタッフ全員
ケース会議	個別のケースへの対応等の協議	管理者・サビ堤・正規職員・登録スタッフ
拡大ケース会議	法人内各事業所間でのケース検討・周知・共有	管理者・サビ堤1名

【具体的な取り組み】

放課後及び日中活動事業後の預かり

土日、長期休暇中の預かり

（長期休暇については日毎にプログラムを設定し実施）

病院等への送迎

余暇活動

買い物・

自立に向けた課題を設けての短期入所

緊急時の対応（シェルター機能）

宿泊体験

強度行動障害研修の受講

ハロハロキッズ

【基本方針】

- ・生まれ育った地域で健康的に生活し続けられるよう、甲州市・山梨市のお子さんを中心に、障がい種別を問わず、ご家庭と学校以外の第3の場を創ります
- ・お子さんの最善の利益を考え、相談支援事業所、他の障害福祉サービスとも密に連携して多様なニーズに対応します
- ・家族の想いを受け止め、決して地域で孤立する事が無いように、多職種で連携して応援します
- ・意思決定の礎となる、良質な経験・体験（失敗体験も）を積み重ねる事ができ、お子さんが心からリラックスできる空間創りに努めます

【重点目標】

- ① 個別支援計画に沿った支援の実施。
- ② 人材育成に努め、良質な人的環境、安定した支援が行える体制を整える
- ③ スタッフ間の情報共有と業務マニュアルの整備、見直しを随時行う
- ④ 家庭・学校・関係機関との連携を密にする

【実施事業】

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス（定員 10名）

【利用者数】

20名（契約数）

【職員数】

職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	1名	
児童発達支援管理者	1名	
正規スタッフ	1名	
スタッフ	名	6名

【会議】

名称	内容	参加対象となる職員像
スタッフ会議	運営会議の内容の伝達、指示 個別ケース検討	全スタッフ
相談支援連携 会議	相談支援部との情報共有	管理者・自発管

【具体的な取り組み】

- (1) 各種活動
 - ① 遊びを通じた療育活動・創造力の育成
 - ② 運動活動・散歩や、プール（夏期のみ）を使った健康支援
 - ③ 学習活動・学習教材を用い数字や言葉など生活の中で使うことのできる力の育成
 - ④ 音楽活動・活動を通しリズム力の育成及び情緒面の安定を図る
 - ⑤ 創作活動・書道体験等個別の制作活動
 - ⑥ 各種体験活動・おやつ、食事作り 買い物体験等
 - ⑦ 機能訓練・専門職による各種機能訓練
- (2) 生活支援
 - ① 健康管理・利用時の検温、体調不良時の家族、医療機関等の連携等健康面の支援
 - ② 食事支援・食事の際のマナー等の支援
 - ③ 排泄支援・トイレの誘導等の支援
- (3) 相談等・日常生活の中での助言、相談・相談支援専門員との連携、他の福祉サービスの情報提供・利用方法の助言・各学校と連携しての個別支援計画の作成
- (4) 送迎サービス
- (5) 鶴田クリニック・鶴田 Dr の協力を得ての研修実施

共同生活援助（しらかばホーム・いるとこ）

【基本方針】

「心地よく生活するために必要となるあらゆる合理的配慮を検討・実施します」
「生き方を管理するのではなくその人の生き方を応援、サポートしていきます」

- * 支援の個別化：個性を尊重し、一人一人の想いに寄り添った個別支援を提供します
- * 生活モデル：本人の想いを大事にして「すべき」ではなく、「したい」を実現します
- * 居場所創り：個々に合わせ、安心・安全を基本とした心地良く、リラックス出来る空間・環境設定を提供します。

【事業の目的】

しらかばホーム」及び「いるとこ」で共同生活援助（グループホーム）を実施し、利用者が地域で自分らしく生活する事を支援する

しらかばホームで GH 体験利用、いるとこで併設型の短期入所を実施し、施設入所利用者の地域生活移行の促進と、在宅障害者の GH 体験利用の促進を図る。

【重点目標】

- (1) サービス等利用計画と連携し、分かりやすい個別支援計画を創り上げる
- (2) 個々のニーズアセスメントに努め、更なる生活の質の向上を図る
- (3) 法人内外の他事業所と連携を図り、多様化するニーズに対応する
- (4) 様々な研修や事例検討を定期的実施し、支援の質の向上・人材育成に努める
- (5) 利用者の重度化、高齢化に対応した支援の在り方を常に検討する
- (6) しらかばホームに夜間支援員（夜間支援加算対応）を配置する
- (7) 白樺園のGHへの移行に備えてパイロット事業として試行する
 - ① 食事提供のセンター方式
 - ② 夜間支援体制
 - ③ 日中支援
 - ④ 仮払い方式の金銭管理（年金管理）

【実施事業】

「しらかばホーム」 共同生活援助
利用者数 定員10名（実員10名） サテライト型1名

職員数

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
管理者	1名（兼務）	
サービス管理責任者	1名（兼務）	
生活支援員	4名（兼務）	
世話人	9名（兼務）	9名（8名兼務 1名専従）

「いるとこ」 共同生活援助 併設型短期入所
 利用者数 定員4名（実員4名） 短期入所定員2名
 職員数

職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	1名（兼務）	
サービス管理責任者	1名（兼務）	
生活支援員	4名（兼務）	
世話人	9名（兼務）	9名（8名兼務 1名専従）

【具体的な取り組み】

* 予定新規事業

- ・山梨市の定住促進住宅を活用した共同生活援助を実施する
- ・しらかばホームに簡易型スプリンクラー設備を設置する
- ・いるとこの契約を改め建物全部を賃貸することにし、図書館室としていた場所を居室に改装する。定員を5名に増員する。
- ・いるとこに於いて小規模ホームの利点を確保するために併設短期入所の在り方を再検討する。

名称	内容	参加対象となる職員像
しらかばホーム会議	情報共有 ケース検討 医療連携	しらかばホーム支援者
いるとこ会議	情報共有 ケース検討 医療連携	いるとこ支援者
アシストセンター会議	他事業所との情報共有 ケース検討	サビ管・生活支援員
個別支援計画会議	個別支援計画の作成 検証	関係支援者全員
拡大ケース会議	他事業所との情報共有 ケース検討	サビ管・生活支援員

ハロハロ相談支援部

【基本方針】

・本人中心計画の徹底 (Person Centered Planning・Empowerment)

相談者の思い(ニーズ)を常に中心に置き、“その人らしい生き方”を、制度を柔軟に活用しながら生活モデルで計画を立てる　その実現を決して諦めず…
その方の持っている強さを活かして…何度も作り直して…

・多職種協働と権利擁護 (Interprofessional Work・Advocacy)

相談者の思い(ニーズ)を抱え込まず、積極的に多職種連携を図り、チームアプローチを心掛ける　それが相談支援において最も重要となるネットワーク創り、権利擁護に繋がっていく　抱え込むことは責任ではない…

・官民協働による地域創り (Social Action)

相談者の思い(ニーズ)を行政と共有し、思いの実現を阻んでいる地域課題を掘り起し、官民協働で課題に対し取り組んでいく　そのプロセスが地域創りに繋がっていく　自分らしい生き方を諦めなくてよい地域づくり…

【重点目標】

「山梨市から委託された障害者相談支援事業を丁寧に実施していくと共に、山梨市の基幹相談支援センターと連携を密にし、山梨市の相談支援体制を多職種(医療・介護)と協働で創り上げる」

- (1) 特定相談支援事業所が求められる役割を理解し丁寧に実施する
- (2) 知的障害者の意思決定支援を常に意識し、意思形成支援及び意思表出支援を確実に実施する
- (3) サービス提供プロセスにおける本人参画を徹底する
- (4) 事例検討を定期的に行い、相談支援専門員の質の向上に努める
- (5) 障害者総合支援法 30 年度の法改正を正しく理解し、体制作りを進める
- (6) 相談員各々が資格の取得等自己研鑽に努める
- (7) 相談支援にソフトを導入し、精度の向上と質の標準化を図る
- (8) 社会福祉士の実習を受け入れ、新規卒業生の獲得に貢献する
- (9) 自立生活準備事業の対象者を選定し、事業所指定を進める
- (10) 山梨県精神障害者地域移行支援事業におけるピアサポーター事業

【実施事業】

職員数

職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者兼相談支援専門員	1名（兼務：山梨市委託相談）	
相談支援専門員	3名(年度途中1名復帰予定)	
圏域マネージャー	1名	
療育コーディネーター	1名	

【具体的な取り組み内容】

* 計画相談・基本相談 相談支援専門員 4名（1名は兼務・1名は年度途中復帰予定）

- ・サービス等利用計画の作成 モニタリングの実施
- ・サービス担当者会議及びモニタリング会議の開催
- ・ケースの情報共有及び事例検討会の定期的な実施
- ・山梨市の自立支援協議会への参画・協力及び相談支援部会の運営

* 山梨市障害者相談支援事業（委託相談支援事業） 相談支援専門員 1名（兼務）

- ・山梨市に居住する相談者に対する“基本相談部分”の更なる充実
- ・困難ケースへの対応（直接支援を含む）
- ・障害支援区分認定調査への協力
- ・山梨市の基幹相談支援センターと連携し、相談支援の質の向上を図る

* 障害児者地域療育等支援事業 療育コーディネーター1名

事業内容：在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等支援事業
施設支援一般指導事業 地域生活支援事業

MISSION

「東山梨圏域の療育相談に対応し、親子が地域で孤立しないように支援する」

「子どもの障がいを受け止める事が出来ない保護者に対して、時間をかけて寄り添うと共にチームアプローチできるネットワークを構築する」

「言語聴覚士、臨床心理士等の専門家と協働し、多様化する療育相談に対応する」

「放課後等デイサービス事業と連携し、母親への支援を多角的に実施」

- ・山梨市フューチャー連絡会バックアップ（行事の手伝い等）
- ・言語療法・音楽療法の実施
- ・ママと語ろう会実施

- ・心身障害児野外療育訓練活動
- ・地域自立支援協議会児童部会出席
- ・峡東地域福祉有償運送協議会出席
- ・峡東圏域連絡会出席
- ・峡東地域発達障害早期総合支援連絡協議会出席
- ・甲州市発達障害連携ネットワーク会議出席*障害児者地域療育等支援事業

*山梨県相談支援体制整備事業 峡東圏域マネージャー1名

MISSION

「峡東3市の自立支援協議会に参画し、広域で検討すべきニーズに対応する」

「当事者活動を様々な形で支援し、地域社会への参画を勧める」

「社会的入院をしている精神障害者の地域生活移行が促進するように、各支援機関に働きかけ、支援・連携体制を整備する」

「圏域の事業所に向け、障害福祉サービス新事業への移行や制度理解への促進を図る」

「地域生活支援拠点の設置に向け、各市の関係機関との連携を強化する」

《市町村に対する支援》

①困難ケースへの助言 ②市町村相談支援体制の評価 ③社会資源の点検、開発の支援

④地域自立支援協議会の運営助言指導 ⑤地域ニーズに対する専門システム立ち上げ助言

《圏域内の体制づくり》

①広域的課題、複数圏域にまたがる課題解決に向け連絡調整会議の開催等

②圏域内の相談支援従事者のスキルアップ研修体制の構築

③事業所、学校等に対する支援

《県との連携、協力等》

①県自立支援協議会の運営支援（事務局参画、部会運営）

②人材育成に関わる研修会の企画・運営支援

③県関係機関との連携

*山梨県精神障害者地域移行支援事業におけるピアサポーター事業委託

・ピアサポーターの配置及び配置に係る事務

院内活動（茶話会・面接等）を通じ、入院者に対しての退院喚起、地域生活のイメージを伝える啓発活動。院外活動の同行支援

・連絡会議の開催

ピアサポーターの活動が円滑に進められるように必要な調整を行う。年6回を想定。

・その他の事業

地域移行地域定着支援に特に必要と認められる事業

*その他

- ※ 三富福祉会に必要な研修・勉強会を、研修部のスタッフと協働して企画・実施する
- ※ 山梨県知的障害者支援協会が行なう研修を、他施設と協働して企画・実施する
- ※ 外部機関からの依頼に基づき、研修等への講師派遣を行う
- ※ その他福祉有償運送・安全運転者講習等山梨県内の人材育成に協力する
- ※ 日本知的障害者福祉協会からの依頼に出来る限り協力する

【会議】

名称	内容	参加対象となる職員像
相談支援部会議	法人全体の情報共有 制度理解	全員
情報共有会議	ケースの情報共有	計画相談担当者
事例検討会	野中式事例検討	相談支援専門員 + α
拡大ケース会議	法人全体のケース検討会	計画相談担当者